

★ 秋野菜収穫体験ツアー 「農ウォーク」参加者募集

「農ウォーク」は市内の農地と農業施設を歩いて見学し、そこで働く農家の方に農業の話などを聞きます。また、地産野菜の収穫体験・試食を行う、「おいしい地産野菜」を体験するツアーです。

日時 11月26日(水)午前9時30分～午後1時30分
(雨天決行)

行程 農産物直売所(集合) → 体験農園・生産農地などの見学・収穫体験 → 農産物直売所(解散)

対象 市内在住・在勤の方(グループでの参加可)

定員 30人(申込多数の場合は抽選)

参加費 1人500円

申込み・問合せ 10月31日(金)(必着)までに、往復はがきに住所・氏名・性別・生年月日・電話番号(傷害保険加入のため)を記入し、郵送または直接産業活性化推進室農業観光振興係へ〒205-8601(住所記載不要)

※結果は返信用はがきでお知らせします。往復はがきの返信面に住所・氏名を記入してください。

※グループで参加する場合は、全員分記入し、返信用に代表者の住所・氏名を記入してください。

第33回はむら夏まつり 写真コンクール入賞者

入賞作品は、第39回羽村市産業祭の会場内に展示します。



■特薦
森 秀伸さん
題名「クライマックス」

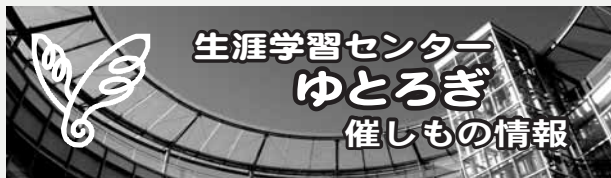
■特選一席 池和田 隆さん
題名「踊る子供」
■特選二席 井上 勇さん
題名「お祭り大好き男」
■入選 五十嵐貴之さん、池口 保さん、榎本行雄さん、中野達男さん、宮澤 進さん
■佳作 池口 保さん(2点)、井上 勇さん、榎本行雄さん(2点)、桐井幸雄さん、中野達男さん、宮澤 進さん(2点)、森 秀伸さん

問合せ 第33回はむら夏まつり実行委員会(羽村市商業協同組合 ☎55515421)

お知らせ

CONTENTS

- 秋野菜収穫体験ツアー「農ウォーク」参加者募集
- 第33回はむら夏まつり 写真コンクール入賞者
- ゆとりぎ催しもの情報
- はむらの観光写真展作品募集
- 選挙の際には不在者投票を利用してください
- 特定健康診査・健診の実施期間は11月までです
- ふるさと納税
- 廃棄物処理手数料免除対象者に平成20年度分の市指定収集袋を交付します
- 犬の飼い方
- 落ち葉専用袋の利用
- 困っている人がいます。放置自転車、はむら総合型スポーツクラブはむらすぽ事業紹介
- 四季のウォーク「秋」
- 第33回御岳・羽村完歩大会
- 中小企業向け「原油・原材料高緊急対策資金融資」
- 企業向け「下請取引改善セミナー」
- 平成19年度決算
- 東京都功労者表彰(消防・災害対策功労)
- 児童手当・児童育成手当現況届の提出
- 私立幼稚園入園児募集
- 平成21年度分償却資産申告における耐用年数の取扱い
- 本が泣いています
- 横田基地の演習
- 水もれ・水まわりの工事の際は給水装置工事業者の指定
- 審議会等の傍聴
- 図書館から
- たま川兄弟 滅右衛門と暁右衛門のこれやってる?
- 教育委員会委員の退任・就任・再任
- 11月8日(土)は青少年健全育成の日
- ご寄付ありがとうございました
- 弓道場教室案内
- スイミングセンター教室案内
- 福祉センターから
- 官公署等から



休館日 月曜日（祝日の場合は開館）
 受付時間 午前9時～午後5時
 〒205-0003 羽村市緑ヶ丘1-11-5
 ☎ 570-0707 FAX 570-6422 ✉ s706000@city.hamura.tokyo.jp
 http://www.hamura-tokyo.jp/

■ イベント ■

ゆとろぎ子どもフェスティバル
 -おいでよ ゆとろぎの森へ- (予告)

ゆとろぎが森に変身!?親子で友だち同士で、ゆとろぎへ遊びに来ませんか。

■ あそび・体験のひろば

生け花の体験教室、科学あそび、クリスマス飾りづくり、お化け屋敷、オリエンテーリングなど

期 日 11月8日(土)・9日(日)

■ ミニ・コンサート

■ 子ども映画会

■ 模擬店

■ パフォーマーズフェスタ U-20

期 日 11月9日(日)

※各イベントについて詳しくは、広報はむら 11月1日号でお知らせします。

■ 工房 ■

踊って学べるフラダンス

フラダンスに関わる歴史や物語を学びながら、ゆったりと踊り、よい汗を流しませんか。心と体の健康に最適です。

日 時 11月18日・25日、12月2日・9日（いずれも火曜日・全4回）午後2時～4時

会 場 リハーサル室

定 員 15人（申込多数の場合は抽選）

参加費 1,200円（全4回分）

一時保育利用料 1回500円（おやつ代込み）

申込み 11月7日(金)（必着）までに、往復はがきに講座名・住所・氏名・年齢・電話番号・一時保育利用の有無（有の場合はお子さんの人数と年齢・利用希望日）を記入し、郵送または直接ゆとろぎへ

※窓口で申し込む場合は、日本郵便通常はがき（1枚）を持参してください。

はむらの観光写真展作品募集

市内で撮影した観光写真を通じて、多くの人に羽村の魅力を伝えてみませんか。



規格 六つ切り／四つ切り
 ※額に収めたもので、今昔を問いません。
応募数 一人3点以内
 ※応募数が多い場合は、調整します。
応募方法 10月15日(水)～11月14日(金)（必着）に、羽村市観光協会にある応募用紙に必要事項を記入し、応募作品の裏に貼り付けて、郵送または直接羽村市観光協会へ
応募先 〒205-10003 羽村市緑ヶ丘5-2-1（市役所西分室内）
※氏名・作品の題名には必ずフリガナを記入してください。
応募上の注意
 (1) 応募作品は、自作品で発表・未発表は問いません。
 (2) 郵送中の事故に対する責任は負いません。
 ※応募作品の返却は、12月14日(日)午後3時～5時にゆとろぎで行います。都合がつかない場合は12月末まで羽村市観光協会へ保管します。
展 示 ゆとろぎ展示室(12月9日(火)午後2時～14日(日)午後3時)
 ※来場者による人気投票を行い、受賞者には賞品を贈与します。
発表方法 入選者に直接通知
 ※入選作品の著作権は主催者に帰属し、観光宣伝のために使用します。入選者は、指定期日までにフィルム原版などを提出してください。
問合せ 羽村市観光協会 ☎ 555-19667

～選挙の際には不在者投票を利用してください～

投票日に投票に行けない方は「期日前投票」のほかに、次のような不在者投票が利用
できます 問合せ 選挙管理委員会事務局

■ 仕事先・旅行先などの滞在地の選挙管理委員会での不在者投票

投票期間 選挙期日の告示日または公示日の翌日～投票日の前日まで

投票時間 原則として午前8時30分～午後5時（滞在地で選挙が行われている場合は午後8時まで）

不在者投票の手順 市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙などを請求してください。

※郵送での手続きが3回程度必要です。早めの手続きをお願いします。

■ 病院などにおける不在者投票

指定された病院、老人ホームなどに入院入所の方は、その施設内で不在者投票ができます。

投票期間 選挙期日の告示日または公示日の翌日～投票日の前日まで

投票時間 午前8時30分～午後5時

投票用紙などの請求方法 施設の長を通じて行います。施設の担当者に申し出てください。自分で直接請求することもできます。

■ 郵便などによる不在者投票制度について

この制度を利用するためには、「郵便等投票証明書」が必要です。投票用紙などの請求ができるのは投票日の4日前までです。

郵便などによる投票を利用できる方

① 次の障害がある方

○ 両下肢・体幹・移動機能に障害があり、障害者手帳または戦傷病者手帳1・2級または特別項症から第2項症の方

○ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸に障害があり、障害者手帳または戦傷病者手帳1・3級または特別項症から第3項症の方

○ 免疫に障害があり、障害者手帳1級から3級の方

② 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方

郵便等投票証明書の交付申請に必要なもの
○ 申請書（選挙管理委員会窓口にあります。本人の署名が必要です。）

○ 身体障害者手帳・戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証

■ 20歳代の方、開票事務を手伝ってみませんか

投票用紙の分類事務などを行います。

応募資格 20～29歳の方

勤務日時 投票日の午後8時～（2時間30分～3時間程度）

賃金（時給） 1080円（深夜割増）

応募方法 10月24日（金）までに、履歴書に必要事項を記入し、直接選挙管理委員会（市役所分庁舎）へ

特定健康診査

～健診の実施期間は11月までです～

市では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を行っていますが、もう受診されましたか。

■ 国民健康保険・長寿医療制度の加入者の方へ

国民健康保険・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の加入者の方は、市が行う特定健康診査の対象となります。受診する際は、事前に実施医療機関に連絡し、必ず受診券を持参してください。

■ 65歳以上の方へ

65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない方を対象に、特定健康診査などと併せて生活機能評価を行っています。対象となる方には、地域包括支援センターから介護予防事業の案内を送付しています。受診の際は、特定健康診査などの受診券とともに、生活機能評価の受診券を持参してください。

※実施医療機関について詳しくは、問い合わせてください。
■ 社会保険などの被扶養者の方へ

健康保険組合などの各医療保険者から健康診査に関する通知が送付されます。通知に記載された指定の健康診査機関（病院・診療所など）で受診してください。

※不明な点は、加入している健康保険組合などに問い合わせてください。

問合せ

特定健康診査について…保険年金課保険係

生活機能評価について…高齢福祉介護課地域包括支援センター係